

大久保史郎教授オーラルヒストリー

聞き手：赤澤史朗(本学部教授)

市川正人(法務研究科教授)

大平祐一(本学部教授)

多田一路(本学部准教授)

市川 インタビューを始めます。前半は、市川から大久保先生の研究史を中心に、後半は、大平先生が立命館大学とのかかわりをお聞きします。赤澤先生には、戦後史にかかわって補足していただきます。また、多田先生には若手憲法研究者の立場から、大久保先生の研究史についてコメントいただきたいと思います。

研究をめぐって

市川 では、研究史の方ですが、大久保先生は早稲田大学法学部を卒業され、早稲田大学大学院修士課程に進まれた。これが大久保先生の研究史の出発点になると思います。当初は、憲法ではなくて労働法だったわけです。どうして大学院に進んで労働法の勉強をしようと考えられたのでしょうか。

大久保 大学院に進んだのは全く偶然です。学部時代に、研究者 大学教員という道は僕の想像外で、将来について、新聞記者か弁護士かを漠然と考えていました。きっかけとしては、3年生から4年生時に、早稲田では学費値上げ反対闘争があり、この運動に入り込んで、最後まで付き合ったことです。僕のその後の行路に決定的な影響を与えた社会体験ですが、この種の運動に明け暮れると、勉強しなければいけないことを痛感します。紛争の後始末を終えた4年生の秋に、労働法の佐藤昭夫先生

に、図書館前で、偶然にお会いした際に、「君はどうしているんですか？」と聞かれました。今でも鮮明に覚えています。「勉強したいので、留年でもして、それから就職を考えます」と答えたら、「勉強するのでしたら、大学院に来ませんか」と言われたのです。そこで、初めて大学院の存在を知って、進学を考えました。

これも偶然ですが、66年秋に東京中郵事件最高裁判決がありました。早稲田の法学部は、当時、法哲学と労働法は4回生で初めて取れるのですが、野村平爾先生がこの労働法の講義を行っていました。大教室なのに100人足らずしか受講していませんでしたが、野村先生が、ある日、非常にうれしそうに、「このような画期的な判決が出たのです」と中郵判決の解説をされたのです。そこへ、佐藤先生に進学への道を教えられ、大学院での労働法の勉強が面白そうだと気がつきました。年末、突然に、親父に大学院に行きたいといい、許可をもらってから、正月になって、始めて下宿して、やつつけですが、院入試に備えました。それで、労働法です。

市川 学部ゼミはどうだったのですか。

大久保 国際法と西洋法制史ですが、少人数のゼミであればよかった。佐藤篤士先生の西洋法制史ゼミでは、E・エールリッヒ（三藤正＝川島武宜訳）『権利能力論』を読ませられたのですが、学生が勝手に集まって勉強し、読書会をしました。それを許してくれる先生でした。少人数ゼミという理由は、早稲田のひどいマス・プロ授業です。3年生時、労働法ゼミを希望したことがあります。ゼミ登録は抽選で、労働法は人気ゼミでしたが、集団的労働法は取れなくて、ようやく、人気のない労働基準法ゼミ（松岡三郎先生・明治大学）が取れたのですが、出席したら、60・70人もいるのです。一回だけ出て、やめました。だから、学部時代に労働法は勉強していません。

市川 学生時代は労働法について深く勉強したということではなく？

大久保 労働法の勉強をしていたとは、とても云えません。学生時代は

サークル活動で「多忙」でした。私にとっての例外は川原栄鋒先生の「西洋哲学史」でした。これは名講義でした。川原先生は実存主義哲学でしたが、ギリシャ、ローマ哲学史を非常にわかりやすく講義されて、克明にノートをとりました。ヘーゲルまで行かないのが難点でしたが、ものすごく面白くて、勉強になりました。日常では、授業はほとんど出てない。憲法は有倉遼吉先生で、2年生時でしたが、「解散権の所在」について学説、判例を詳細に講義していましたが、正直、全く面白くなかった。試験問題も、毎年、「解散権の所在」ということで、それが本当だったので、がっかりしました。大学院に入ってから、有倉先生の業績や人柄を知り、大講義での姿と研究者としての姿との違いを知りました。もっとも、早稲田では主要科目は競争講義制になっていて、同時開講の鵜飼信成先生（国際基督教大学）の憲法講義に行きました。アメリカからの憲法学者を招いた場面を憶えています。

ただ、通常は授業には出ないで、喫茶店に通い、自分で本を読み、学生同士で議論し、興味ある講義にだけ、出撃しました。当時は、それが普通でした。

市川 大学院に入ってから労働法の勉強をされるのですが、大学院時代は修士課程でどういうふうな？

大久保 1967年に卒業し、大学院に入った1年間は比較的勉強できました。労働法の演習は、野村先生が真ん中にすわり、佐藤昭夫、中山和久両先生が両脇におられる大変な体制で、理論的にも、実践的にも、早稲田労働法が最高潮に達している時だったのです。判例報告をさせられて、冷や汗をかきました。労働法のカリキュラムは充実していて、早稲田労働法とは肌合いの違う中央大学の横田芳弘先生の授業もとりました。私にとって、その後の勉強に欠かせない体験をしたのが沼田稲次郎先生の法哲学演習でした。ヘーゲルやマルクスなどの法思想の基本文献を報告、討論する演習でしたが、私はマルクスの「共産党宣言」を担当し、なんと3回に渡って報告させられました。はじめの2週は、報告を初めて5

分も立たないうちに、「ダメ 来週、やり直し」と宣告されて、恥ずかしいやら、どう報告したら、いいのか、分からなくなり、ノイローゼ寸前になりました。3回目ようやく OK が出ました。その時に、沼田先生から「マルクスやエンゲルスがこれを書いた時、幾つだったと思う？」と、古典を文献としてではなく、その歴史・時代に生きた人物の思想として、読むべきことを悟らされました。その後の読書 研究において、決定的な意味を持つことになりました。また、東大から福島正夫先生（社会主義法・法史）は早稲田に移られたばかりでした。作成されたノートに基づく、研究に直結する本格的な講義を経験しました。当時の早稲田とは大違いの、国立大学で蓄積されるアカデミズムの片鱗を見せられた授業でした。

しかし、年末には、腰痛で、椎間板ヘルニアと診断され、手術を受けて、2カ月も入院し、その後は自宅療養で、寝たきりです。精神的には辛かったのですが、いい経験でした。

ただ、この時期は大学も社会も大変な時代だったのです。東大紛争が68年から69年で、安田講堂が陥落した後、学生運動のセクト争いが強くなりました。早稲田では、文学部・商学部の革マル、政経を中心にした社青同、理工の中核派、法学部の民青と全部がそろい、また、ノンセクト・ラジカルも強かったので、早稲田での動向が焦点の一つになりました。68年暮に、落城前の安田講堂も見学しました。僕の時の学生運動は全学ストライキですが、いわば平和的、大衆的な学生運動でしたから、あの様相に仰天しました。69年の夏までが大学運営臨時措置法反対闘争で、その後、勉強できる状態にもどりました。

市川 修士論文は何を書いたんですか？

大久保 労働組合の政治闘争概念について。今でも、皆が僕をからかうのです。労働法の修士論文といっても、中林賢二郎先生（法政大）に学びながら、マルクスとエンゲルス、レーニン、その後の労働組合の政治活動、政治闘争が労働運動・労働組合活動として、どのように位置づけら

れるかを整理しただけです。

市川 労働運動論ですか。労働法ではないですね。

大久保 あくまで自分のためにです。ただ、動機の背景に、当時、労働法学界では、「政治スト合法・違法」論争があります。早稲田の野村説は28条合法論、沼田説が28条違法論 21条合法論です。当時、中央大の横井先生からの野村説に対する批判論文も出ていました。この対立を労働法の基盤である労働運動の歴史的な発展に沿って、捉え直したいと思っていたことは確かです。これに、学生運動の経験が加わって、こうした修論テーマになってしまったのだと思います。

市川 猿払事件とかかわりをもつのは大学院時代ですね？

大久保 68年3月に猿払事件第一審判決(旭川地裁)があつて、証人に出た中山和久先生が戻ってきて、「大久保、面白い判決が出たよ」と言われて、判決文を見せてもらったのです。その時、芦部信喜先生が鑑定書を出し、行政法の今村成和先生、労働法の中山先生が学者証人でした。裁判長は時国康夫さん。時国さんは学者以上に勉強していて、アツという間に、あの判決文を書いたのです。中山先生から経過を聞き、学術論文のような判決文を読みました。この事件が高裁 最高裁と進み、関連判決も続々と出ます。それをリアルタイムで追うことになり、その頃、中山先生から山本博弁護士の手伝いを命じられたのです。

山本博さんは、東京中郵事件判決を引き出した全逓労働組合弁護団のリーダーで、東京中郵事件の立役者であった東城守一弁護士と並ぶ存在でした。全逓労組弁護団は、中郵判決の次は公務員労働者の政治的自由の回復だとして、猿払事件裁判に全面的に取り組んでいました。山本弁護士は国公法の政治活動禁止の母法であるアメリカ・ハッチ法が担当だったので、「誰か、英語は読めそうな者がいないか」ということだったと思います。

その後、弁護団と学者の研究会に出席することになり、全逓労組の法制部の仕事も含めて、いろいろとお手伝いをしました。そこには、野

村・中山先生などの労働法の諸先生以外に、行政法の室井力先生、京大労働法の片岡昇先生もおられたと思います。また、東大社研の高柳信一先生が参加される場面もありました。当時の錚々たる学者が弁護団と一緒にあって、労働基本権や政治活動の自由の制限についての、検討を進めて、それに基づいて、弁護団は弁論書を作成したのです。その末席にいました。当時、先生方が、各分野でどのような位置を占めているかは知りませんでした。でも、若い時分に、こういう形で、学者・研究者・弁護士に接したことは、僕の研究者像に大きな影響を与えたと思います。僕ははじめから書齋に座っている研究者タイプではないのです。

ですから、労働法の勉強を始めたとき、当然のごとく、権利闘争の運動があり、これを担い手としての権利論、人権解釈を考えました。このために、同じ人権論といっても、労働法と憲法ではスタンスが全然、違うことに気が付くことが遅れて、長い間、そのギャップに戸惑いました。市川 それで修士課程は早稲田ですが、1970年、修了するとともに博士課程は名古屋大学に行かれて憲法に変わられる。このへんの経緯は？

大久保 一つは、もちろん、猿払事件弁護団の手伝いをするためには、本格的に憲法と行政法を勉強しないとだめだと思ったことです。もう一つは、これまでの経緯もあり、早稲田では勉強できない、国立大学の環境で、しっかりした勉強をしたいという動機がありました。それで、中山先生に相談して、長谷川正安先生、室井先生がおられる名古屋大に向かったのです。

名古屋大から東大社研に移られて間もない奥平康弘先生から、名古屋での研究生活をお聞きしたのも、その頃です。当時、奥平先生は早稲田の大学院に出講されていて、アメリカ憲法判例の演習をとりました。これが奥平先生との最初の出会で、アメリカ憲法判例の読み方を教わり、また、先生の論文を本格的に読み始めました。

市川 「『労働組合の政治闘争』概念」をやっている人でも長谷川先生、よく受け入れてくれましたね。

大久保 修士論文と英語、ドイツ語の試験があり、中山先生の推薦状を持っていったわけです。面接の時に、長谷川先生から「お前は、英語を本当に読めるのか」と詰問されました。公法の先生方に囲まれた面接ですが、長谷川先生の質問は、むしろ、私を擁護してくれたのかもしれない。当時の名大公法は全国から人が集まり、オープンな雰囲気でした。

市川 名古屋大学の博士後期課程で、憲法に転向して、今度は着実にアメリカの公務員の政治活動の制限の研究に着手されたのでしょうか。

大久保 学部時代に憲法を勉強してこなかったもので、まず、始めたのは長谷川先生の学部授業です。これが僕の憲法の最初の本格的な勉強で、その後の憲法研究の基礎になり、私の講義のスタイルもこれをまねました。レベルが違うのですが。この時の長谷川先生の講義は、後に、セミナー法学全集『憲法 基本的人権』(日本評論社)となっています。その時、ロックとかルソーを学び、学部ゼミではダイシーやジェニングス、院の憲法ゼミではシュミットなどの古典を読まされ、ひたすら勉強しました。だから、僕の憲法の勉強は1970年に始まったのです。ただ、弁護団の手伝いは続いていました。

市川 70年に名古屋に行き、71年に結婚され、72年には、博士課程を中退して、香川大に就職していますね。

大久保 そうです。結婚すると決め、その後、「これは大変だ。結婚した以上は、自立した生活をしなければならない。就職しなければならない。そのためには、論文を持っていなければならない」という、普通とは逆の道です。慌てて最初の論文を書いたのです。

市川 大久保先生の処女論文は1972年3月、名大法政論集から出ている「十九世紀末に於ける米連邦公務員における政治活動規制」。この原稿があったので、就職が決まって72年4月から香川大学教育学部に。

大久保 就職するために、論文を書き、先生に就職の世話してくれというわけで、普通の先生であれば、誰でも怒りますよね。勉強に名古屋に来たかと思ったら、勝手に結婚です。室井先生のスピーチでは、「最近

論文もないのに結婚するのがいる。論文の数より、子どもの数の方が多くなるのではないかとからかわれました。香川に行くことが決まった後、長谷川先生にお願いして、大学院の演習後、毎回、喫茶店で、「個人指導」を受けました。といっても、コーヒーを飲みながら、研究にまつわるあれこれを聞くのですが、こうした耳学問が貴重でした。まったく、ずうずうしい話で、長谷川先生が、よく、こんなことをしてくれたと思い本当に感謝しています。

市川 1972年から香川大学教育学部に助手で行かれて、翌年に講師になり、そして、74年4月から立命館法学部に來られた。その後、書かれているものは公務員関係が多いですね。「公務員の政治的行為の制限」だけでなく、「公務員の労働基本権の制限」についてのももありますね。僕のことを言うと、大久保先生が77年に奥平・杉原編の『憲法学』（有斐閣）で「公務員の労働基本権」を書かれています。僕は4回生で大学院入試に向けての勉強をしている時にこれを読んだんですね。「ああ、立命に大久保先生という公務員の人権のことをやっている人がいるんだ」と認識したのが、この論文なんですよ。

大久保 憲法判例研究会で市川さんに会ったのはいつ頃ですか。大学院生だった？

市川 大久保先生が1979年9月から留学されて80年9月に戻ってこられる。僕が79年4月に大学院に入って80年、修士2年の時に大久保先生が戻ってこられて、10月の公法学会に現れたんですね。「大久保さんが帰ってきている。頭が白くなったんじゃないか」と皆で言っていて、あの人が大久保先生かと。その後、関西憲法判例研究会などを通じて親しくなりました。

市川 それはともかく、大久保先生は公務員の人権が出発点であるわけですが、この時の問題意識はどういうものですか？

大久保 早い段階で、法律時報に書く機会を与えてもらいました。それが74年3月、香川にいた時の「アメリカにおける公務員の政治活動の

規制」ですが、猿払事件の最高裁判決に向けた特集の一つです。最高裁に向けた弁護団の弁論準備で、アメリカ判例の翻訳など、ホテルに缶詰になっていた時です。この時は、研究者という意識よりも、猿払事件の弁護団の一員として何をするかということでした。香川大の時に、同じく公務員の政治活動の禁止事件があって、高松大坪事件第一審の学者証人に出ています。これも偶然ですが、私の研究は、そのはじめから、現実の事件・裁判に直接、関係し、その意識ですから、立命館に来た時も東京との往復で、このために、一刻も早くアメリカ公務員法研究をやりたいということでした。

市川 大久保先生が公務員関係をやってきたことと、かかわると思います
が、その後、「個と集団の関係」に問題意識が移っていかれる。これは
関連しているというか、延長線上になるんでしょうね。個と集団の問題、
団体と個人の問題に関心が移っていく。このように総論的なことをやら
れるようになるのは、公務員の人権問題を研究されてきたことの延長線
上にあると理解していいですか？

大久保 個々のテーマというよりも、僕は、早稲田の労働法の先生や労働
弁護団の方々の下で、戦後のよき集団主義、戦後民主主義の担い手であ
る労働組合運動や公務員組合運動を身近に見ていたことになるわけです。
僕の学生運動の経験もあって、集団の中で個が鍛えられる、育つという
のが実感であったわけです。これが出発点で、その後、この問題をめ
ぐって、様々な経験や過程を経るわけです。また、戦後思想史のなかで
も、初期の主体性論争から近年の丸山真男論に至るまでの問題です。僕
のなかでは、現実の社会経験のなかで、いつも反芻するテーマです。

話を元に戻すと、国公法の政治活動の制限は、憲法では、憲法21条の
表現の自由として議論しがちですが、これは個人の自由・人権の問題と
してよりは、あくまで公務員集団の政治活動の自由として、現実化する
し、そのように捉えてきたと思います。アメリカの公務員の政治活動を
制限するハッチ法の歴史を勉強すると、この制限は獵官制との関係で、

まず説明されます。猟官制が公務員制の中に組み込まれていて、下級公務員は猟官活動によって職を得る。その中で、組合（ユニオン）ができて、これが地位や条件をよくする圧力運動 組合運動をする。そのようなものとしての党派活動です。それを禁止するギャグ・ルールが出され、法制化される。公務員の政治活動の制限は、はじめから公務員集団に対する規制、コントロールとして展開するのです。集団と個が渾然一体となっていて、そこで権利 人権が争われるというのが、自分のとらえ方であり、ハッチ法の歴史研究の結果でもあるのです。

市川 そんな大久保先生が90年代、個と集団という問題について発言されるようになったのは、なぜでしょうか？

大久保 個と集団を学問上のテーマとしてはっきり意識して、発言し始めたのは90年に入ってからです。60年代・70年代の官公労の権利闘争が75年スト権ストで頂点に達した後、戦後労働組合運動が総崩れになり、連合の結成に向かいます。その中で、80年代に日本が経済大国になり、現代大衆化社会 日本の場合は、企業社会 過労死社会 になって、戦後組合運動の集団と個の予定調和はすでに崩壊しているわけです。集団と個との関係を根本的に見直さないといけないという意識が強くなったと思う。

80年代初頭、佐藤幸治さんが『憲法』（青林書院）を出したのは81年ですね。あの本を非常に印象的に受け止めました。その「はしがき」で表明された「冷めた」個人主義に対して、憲法学者は、戦後第一世代の和田英夫先生のように（「戦後憲法と憲法学」思想755号・1987年）、批判的なスタンスをとり、世代的な違いが出ています。もちろん、この時に、個の確立を強く打ち出した樋口陽一さんがおられた。80年代日本社会は、良くも悪くも、「私的」な個が表面化した時代です。労働法学でも、西谷敏氏に代表される集団主義批判 個人の自己決定論が出てきます（『労働法における個人と集団』有斐閣・1992年）。しかし、これをどのように捉え直すかで違ってくるわけです。

市川 文献で出てくるのは90年代からになってからだと思いますけど。一つは大久保先生が言われたような「集団と個の円満な蜜月関係が崩れた」状況があって、大久保先生が集団と個の関係をとらえ直そうと、一方で佐藤幸治理論や樋口理論が出てきて、大衆化社会が進んでいく中で個の確立というのが憲法学界の中で強調されていく。それに対するある種のアンチテーゼというか、ちょっと行きすぎなんじゃないかというのを大久保先生が強く意識されて、90年代になって、わりと強く言われているのではないかと思います。

大久保 そうですね。市川さんに聞いたことがあったのですが、佐藤さんが個の問題を人格的自律権の形でグッと押し出すのは80年代の終わりですね。

市川 1989年の『憲法』新版からですね。

大久保 樋口さんも80年終わりに言い出す。80年代前半の岩波講座『基本法学』(1983年)の「社会的権力と人権」では社会集団を肯定 否定の両面をとらえ、その役割を認めている。ところが、「反結社主義」という形で、集団そのものを否定的に、論理的に切るのが80年代終わりから90年代ですね。

木下智史さんの一昨年の全国憲法研究会報告では、樋口さんが集団を社会的権力として批判し、個人の確立を説いた最初は90年の「『人権総論』への一つの試み」(法学教室123号・1991年)とされていたけど、もう少し早い。80年代を通じて、「個」が皆の主題意識になって、これを反芻しながら、表に出してくるのは80年代終わりから90年代だと思う。問題意識と理論化はズレるのですね。僕は、当初、佐藤さんも樋口さんも80年代前半から、アンチ集団としての「個」を言い出していたように思っていたけど、文献的に見ると、どうも80年代終わりです。醸成されて、出てくるわけだから当然なのでしょう。佐藤さんの最初の教科書では、「はしがき」のところにはっきり出ているけれど、教科書本文にはあまり出ていない。13条論がポイントで、そこに特色があるのだから

うけれど。市川さんはどのように思われていましたか。

市川 佐藤先生自身もそのへんで悩まれていて、自分自身の思いと実際につくられている作品との差みたいなものですね。一応、通説的な立場に立って説明してみたけど、自分はどうしても納得できないということで考察を深めていって、新版では人格的自律の憲法論になっている。そういうもともとの思い、問題意識と、書いているものは教科書なので、どうしてもそれまでの経緯を踏まえたものを書く。それとご自身の思い、問題意識との相剋。自分でも隔靴搔痒の感があったと、最近、よくそうおっしゃっていますね。去年の関西憲法判例研究会での報告でもそういうことをおっしゃっていました。

大久保 そうでしょうね、それはすごく感じます。僕の場合は、集団の中において、集団や組合の限界、戦後労働組合運動の限界を意識したのです。すでに、60年代の公害問題で、企業別労組が企業側について、住民に敵対し、住民運動を潰していくのです。戦後の企業別労組の限界が公害問題で露呈し、これが沼田理論の転回のきっかけを与え、70年代後半になって、戦後労働法学が依拠していた集団主義の限界を指摘して、労働法学者にショックを与えるのです。

ただ言いたいのは、僕は野村労働法学の教えを受けています。これはいわば、「歴史事実主義」なのです。理屈で整理するのではなくて、歴史事実を徹底して追求し、事実の積み重ねの中で、理論構成する。頭で、イデオロギーで切るのはだめというのが野村先生の教えです。戦後労働法学を野村 沼田とよくまとめますが、方法論的には全然違う。沼田先生は階級闘争史観で、イデオロギー先行の理論化を進めるので、ある時点で、一気に変わることがあるのです。それに批判的な気持ちもあった。問題は個人を認めなければいけないという場合の「個」とは何かです。学問方法論としては、対象とする歴史事実の積み重ねの中から、認識把握を進める方法に対して、まず、理論化や体系化を念頭に、これを押し出す方法論 それも一つの理論のあり方ですが なのです。方法

論的に抵抗感を持っていたし、今でもそうです。

市川 今までの話をまとめると、80年代に入ってから伝統的な労働組合の退潮、社会の保守化、私的個の跋扈があって、そういう中で低成長期に入って、渡辺治氏が言うような企業型日本社会が確立してくる。その中で雁字搦めにされない個をどうつくっていくかという問題意識が、憲法学でも広く持たれた。その中で代表的には佐藤幸治先生や樋口陽一先生が最も強烈に出てくるわけですが、個とか自律とか、個人を前面に出した憲法学が80年代後半から90年代にかけて強く打ち出されてくる。それに対して、その影響を受けた形で自律とか個人を重視する憲法学が若手の中で出てくるという状況がある。それに対して、大久保先生は、問題意識をある程度共有しながらも、集団から切り離された個の自立・自律はありえないという形で、90年代中頃から論陣を張って行く。それが大久保先生の『人権主体としての個と集団』という本に結実するわけです。

こうした憲法学の動向は、日本社会の変化を反映していると思います。そこで、赤澤先生にお伺いしたいのは、戦後日本社会の展開が憲法学にどのように反映していると感じられるか、ということですが。

赤澤 憲法学について、いろいろな面で面白く聞きましたが、80年代に入ると日本は経済大国になって、おそらく先進国型資本主義への移行が完了したんですね。明治以来、日本は後進国だったんですが、これで話が全部ガラッと変わってしまった。先進国になることを追い求めてきたのに、実際になってみたらたいしたことがないということになってしまった。そんな中で90年代になると丸山真男が復活する。丸山真男には日本的集団主義批判というテーマがあって、彼は日本的集団主義に対しての個の主体的確立を唱えたと思うけれど、それがもう一回、復活してくるのですね。膨大な丸山批判の書が出ることまで含めて、90年代以降、これほど丸山が巨大な影響力を持つようになるとは思わなかった。

大久保 彼の晩年ですね。

赤澤 60年代、70年代の大学紛争の頃は、丸山はむしろ失速していたので

すが、もう一回流れが変わったたんですね。新しい脈絡で個の問題が考えられたのでしょうか。

市川 例の通奏低音の話ですね。

大久保 『現代思想』で、人文系のポスト・モダン系左派というべき人たちが「1980年代は何だったか」で座談会をやっている（2001年11月号）。僕も、80年代をどのように捉えるかについて、すごく関心を持っていますが、すっきりしません。最近の憲法学界の中心になりつつある人たちは、80年代が学生時代で、樋口陽一さん、佐藤幸治さんの影響力が圧倒的で、憲法学はここから始まるかのような議論です。だけど、僕は問題を単純化しすぎていると思う。80年代に、本来の個人主義が出ているというものではなくて、日本では、その前の時代に集団と個の絡み合って、その中から個が浮かび上がってくる。集団と個の関係を対立として、単純に捉えるのではなく、絡み合っていることをよく見るべきだというのが僕の問題意識です。80年代は個人主義の時代といっても、現実には企業社会、企業国家日本で、過労死と一体となって、すごい集団主義ですよ。ここに「私的」個が浮上しているのです。そうだとすると、ここでいう個人主義が何で、それがなぜかです。

市川 共通のものを見方みたいなもの。

大久保 樋口さんは、憲法学の中で、近代個人主義の単純なロジックをあえて主張し、その歴史的意義 重みを噛み締めよというけれど、この樋口理論が80年代以降、なぜ、これほど注目され、憲法学をあれほど席卷したのか、その原因を問うべきです。僕は公法学会での「人権論の現段階」も、こうした問題関心で報告したけれど、若い世代からの反応はなかった。

日本の歴史的現実に即して、個と集団の問題を考えるうえで、参考にしている丸山真男です。90年代に丸山ブームがありますが、僕は、よくある例でしょうが、学生時代から丸山真男を読み、丸山論は何が出ようと、全部、読んできたこともあり、参考にしています。

市川 丸山真男が流行るのはなぜだと思われませんか？

赤澤 マルクス主義もだめになっちゃって、体制批判の理論として結局、丸山に戻るしかないという感じでしょうか。

市川 丸山のどういうところが受けていると。近代主義の側面か、対日本社会論ですか。

赤澤 対日本社会論の鋭さだと思います。

大久保 日本の土着の、メイドインジャパンで唯一、思想的なものは丸山真男しかないということになっている。この丸山には「個を日本社会の中でいかに確立するか」の強烈な問題意識があります。

市川 多田先生が大学に入ったのは何年ですか？

多田 87年です。

市川 大学院に入ったのが90年代ということは、樋口先生の影響力は？

大久保 圧倒的な影響力を持った時でしょうね。

多田 概説書としては佐藤新版の方ですね。人格的自律論です。

市川 一橋大の学生への影響があったわけですか。でも、杉原泰雄先生は最も批判的な立場にいたでしょう。

大久保 杉原さん自身は、佐藤幸治説を直接論じたことはないでしょう。

自分の対象に入っていないのではないかと思います。

多田 そうでしょうね、多分、土俵の違いがあるような感じですよ。

大久保 全然違うものね。ついでに云えば、85年に全国憲法研究会の報告を行った時に、樋口先生から佐藤さんの部分社会論をどのように思うかと質問された。あの頃は、同じ個人主義的憲法学説といっても、左派なのが樋口陽一で、保守的なのが佐藤幸治と見ていたのですが、勉強不足だったので、「回答を留保します」と応えて、友人から怒られました。当時、お二人は一緒に仕事をされることも多かったけれども、明確に違っていた。杉原先生は別な意味で、まったく違っていた。

市川 そうですね。

多田 杉原先生の場合は、アトム的個という感覚は、多分ないと思います。

個が個なのは前提ではあるのですが、それは社会的な関係の中の個というか、大久保先生がおっしゃったようなアトムの個はあまり想定していないということではないでしょうか。

大久保 杉原先生自身が個とか個人とか人格というのは論じないものね。

多田 杉原先生は有斐閣法学叢書で教科書的なものを書いているんですけども「総論」を書いて「統治」を書いて、ところが3冊目は奥平先生が執筆されているんですね。その3冊目が「人権論」なんです。奥平先生は縦横無尽に書いていて。

大久保 それは象徴的ですよ。

市川 多田さんは、90年代に個の自律論が強くて出てきた時、共感できたのか、できなかったのか。

多田 共感できるところはありますよね。それは多分、当時、組織と個人の関係の話が憲法学だけの問題ではなくて、組織の組織悪的なものを強調するのは憲法学以外の社会科学の中でもあったと思うので、それはそれで、そういう組織の一面はあるだろうなと考えていましたので、その点では共感するわけですね。個を浮き上がらせるという戦略と言いますか、考え方というのは。集団に埋没しないような対策というか、戦略というのか、それは別にアリだろうという感じは持っていたんですね。

大久保 僕は、対策とか戦略の前に、集団と個はもともと絡み合っていて存在している。対策のとりようがないほど、集団と個の関係を意識せざるをえないという感じなのです。

市川 最近の傾向としては、若手から中堅になりつつある憲法学者たちの中で、個人主義、自律した個人というものを強調する動きがあって、たとえば渡辺康行さん、西原博史さん、石川健治さんですが、これに対する一定の批判を大久保先生はして、それが本としてまとめられているわけですが、その骨子をお話したいと思います。

大久保 「集団と個の関係」を論じる時に、論理的にも、事実的にも、「個」の存在が前提になり、すべてがこの前提から始まっていることが

僕には分からない。論理あるいは理論の上はそうであっても、その前提に、事実の面での、集団だか個だかが分けられない人間存在があり、そこから「個」としての人間が浮かび上がってくる。事実と論理・理論との緊張関係と言ってもよい。個を個として取り出して、そこからすべての議論を始めて、個は集団に圧迫されている、近年では、この近代的な個がポスト・モダンによって攻撃されているという言い方になっている。これは個の意識過剰から出てきているのではないかと思う。人間存在を歴史的、事実的なものの中から、見るべきではないか。これが問題の立て方の大前提であると思う。

今ひとつは、たとえ、欧米がそうであろうと、日本において、個はどのように誕生するのか、現状はどうかです。日本での地に足の着いた議論抜きに、理屈・理論を展開させることにもっと慎重でありたい。そうでないと、足元を掬われるということです。

市川 ここでも沼田対野村のようなものが出ている。

赤澤 一つ聞いていいですか。愛媛玉串料訴訟とか、信教の自由関係の訴訟は集団ではなく、個人なんですね。これについてはどのように？

大久保 信仰や信条は最も個として扱われるべき対象ですが、その場合の個がどのように存在するかです。社会は個から成立するという場合、この個は、個が集まった社会関係の中で、自分の信仰や信条を主張しているわけです。愛媛串料訴訟では、仏教者やキリスト者は、個として、たまたま集まって、訴訟を行っているというのではなく、相互に知り合い、一緒に戦いながら、集団をつくって、そうした社会・地域関係の中で、訴訟を提起したわけです。

すなわち、個人の思想信条も宗教も、社会的な諸関係、さまざまな集団の中で浮かび上がる。きわめて日本的というべきかもしれないけれど。キリスト教的、西欧的なあり方について、僕は中学、高校がカソリック系だったので、ある程度、実感をもっているつもりですが、まず小さい時から神 絶対者と自分との対峙を徹底して意識させられて成長してい

く。どのような場面、状況でも、神がいて、神との関係で個を意識するのは。ところが、最近の若手の議論では、ポストモダンの人たちがどういう形で議論しているかはわからないが、このような関係を理解しないで、まず、実感として個があることから議論しているように思えます。僕は、そんな個は現実的には脆いので、せめて神と個の対決の中に、個を見いだすべきだと思う。むしろ逆に、あれこれの言説にある種のニヒリズムも見かけます。日本の場合は、キリスト教的な神と個という、絶対的な二者対峙・対立の中で、個を感じるのではなくて、かつては日本的な共同体ですが、事実上の「私的」個が出てきて、それが個人主義の名のもとで、模索し、悩み、動いている状況なのでしょう。市川 大久保先生の研究の一つの柱が「公務員の人権」で、二つ目が「人権における個と集団」。三つ目が「違憲審査制」です。大久保先生自身が違憲審査制論、憲法訴訟論を強く打ち出してこられるのは80年代ですが、これは猿払事件などにコミットされていたことの延長線上にあるのでしょうか。

大久保 猿払事件などの憲法裁判では、最高裁判所の裁判官の憲法論、憲法判例をどうやったら改善できるのか、批判できるのかというところで、否応なしに違憲審査基準とか、憲法訴訟論に入らざるをえないと思って、芦部先生に学びながら、憲法訴訟論の必要性を意識しました。この場合の僕のポイントは裁判官に対する信頼の問題で、芦部先生といつも違っていた。芦部先生は裁判官のイデオロギー批判をしないわけですよ。裁判官のイデオロギー批判という場合、内在的な批判と外在的な批判があるのですが、芦部先生の場合は、よき裁判官を念頭においている。芦部先生のような内在批判的な議論は、外在批判的な視点と一体とならないと、日本の裁判所が変わるはずがないと思っていて、その点では、芦部憲法訴訟論とはズレていました。あの当時、最高裁を少しでも変えたいという点で、皆が一生懸命でしたが、日本の最高裁そのものの体制批判を同時にやらないとダメだなということでした。しかし、いわゆる憲法

訴訟論は、あの頃から裁判官論に手を付けないで、それが最後までずっと尾を引いている感じです。

市川 大久保先生は80年代、広い意味での憲法訴訟論をやられていて、その際にしきりと「現実をちゃんと見て、裁判の現実、裁判所の現実がどうであるか、裁判官がどうで、日本社会がどうであるかを踏まえた憲法訴訟論を展開しないとイケない」ということを言われていた。アメリカの違憲審査基準論とか、アメリカの憲法訴訟論をやるなら、アメリカがどういう社会で、どういう裁判所の中でこの議論が出てきて、どういう機能を果たしているか、現実的な機能を見て分析しないとイケないということを強く言っておられた。僕は当時、駆け出しの研究者として憲法訴訟論を始めた際に大久保先生のこうしたスタンスに大きな影響を受けたのですが、こういう視点を強く出されたのは、大久保先生のそれまでの研究者としての経歴、研究史の反映ですね。

大久保 残念なのは、肝心の憲法訴訟論を司法審査制論として、まとめようと思ったけれど、この80年代は立命館が忙しくて、まとまった形にできなかったことです。

市川 未完が多いんですよ。途中でやめているものが80年代に多い。

大久保 多いですね、ほんとに。今でも残念だけど、これだけ立命館にコミットすると、そうなっちゃうんだよね。そこに問題ありだろうけれど、その一方で、それなりのことをしたんで、しょうがないかなと。

市川 それから、大久保先生はボーダレス社会、グローバルリズムをめぐっての憲法論が最近、多いですね。あるいは平和の問題、人間の安全保障にかかわる研究が90年代後半から2000年代にかけて増えている。これはどういう経緯から？

大久保 簡単に言えば、90年代の湾岸戦争の際に、アメリカで9条論をしゃべらざるをえなくなったことが原因です。日本の憲法学者のはしくれとして、日本国憲法の平和主義 その歴史と現実的な役割を主張せざるをえない。もう一つは、平和を論じる時に、単に9条平和主義だけを

説明するのでは限界があり、現実には平和をどのように形成するかが問題になります。この場合、その原因を見定めた平和的生存権 恐怖と欠乏からの自由 (Freedom from fear and want), この二つがセットになって初めて、平和で成立する。ここに着目しながら、平和主義、平和の問題を語るべしということです。この場合、平和的生存権や平和主義を憲法9条という日本の文脈だけで語るのは食傷気味で、もっとグローバルに展開するべきであると思ったからです。現実世界の人々の幸せ、この人々の生活 恐怖と欠乏からの自由からアプローチするべきだということで、それが「人間の安全保障」論の仕事です。

付け加えたいのは、90年代に気が付いたこととして、戦後日本が9条をなぜ、ここまで維持できたか、人権を語れたかです。それは現実には、大勢として平和だったからです。樋口陽一さんも言っているけれど、日本の人権は平和主義が前提、ベースになっている。最近、市民社会レベルでの立憲主義が語られていますが、その基礎には9条があり、67年間、戦争には直接はタッチしないで来れたことが、こと日本で、人権一般を語ることができた前提です。この意味で、9条の再評価、再認識の必要をすごく感じますね。

アメリカやヨーロッパの場合、近代立憲主義は下からの市民による近代化によって、人権を実力で闘い取っていった。この市民の闘争があって、人権論があった。権利論が市民社会論的に展開できた。日本の場合は、人権論を語る前提としての市民社会が未形成で、その代役を勤めたのが9条平和主義です。この意味で、日本の人権論は社会的に、下から闘いといったという迫力がない面があるのですが、ともあれ、日本では人権論と平和主義がリンクしている。ただ、これを本当にリンクさせるためには、僕の持論では、人間の安全保障論を媒介させないといけない。言い換えると、9条問題も戦力の保持・不保持だけで議論してはだめだと思う。

市川 折角ですから、赤澤先生、人権と平和については何かコメントがあ

りますか？

赤澤 先ほど取り上げた丸山真男という人は、よくも悪しくも、戦争体験を思想化した人だと思います。日本人の戦争体験の総括の仕方には一定の傾向性がある、一方では高度経済成長期以降の時代の経験と合わなくなっている面がある。しかし、戦争体験の総括を除いちゃうと戦後日本人の自前の思想の源泉がなくなっちゃうようなところがある。戦争体験を理解し総括する枠組みに問題があっても、それが現実の思想の源泉になる力を持っている。実際に戦後の平和主義の枠組み自身が、実態に合わない面があるのかもしれないけれども、それを簡単に振り捨てちゃうと元も子もなくなるという関係です。

大久保 日本の原体験であり、丸山真男の戦後の言説の前提であったのが戦争体験であった。その後の戦後日本が歩んできた現実過程を抜きに、理論を語っても迫力がない。人を動かす力がない。最近のポスト・モダンで、例えば、よく読む機会のある仲正昌樹がいます。金沢大学の政治思想研究者で、幅広く、切れ味のいい読み物を出しています。しかし、結局は、アメリカやヨーロッパのモデルに基づく議論という印象です。最近、彼の教科書的なNHKブックス(『集中講義！アメリカ現代思想-リベラリズムの冒険』、『集中講義！日本の現代思想 ポストモダンとは何だったのか』)を読みました。現代アメリカ政治・社会思想や日本の現代思想の紹介ということですが、欧米現代思想の紹介は手際よいのですが、肝心の日本政治・社会思想の把握は全然、冴えないのです。戦後マルクス主義も出てくるし、自分の出自であるポスト・モダングループの内輪もめも出てきて、面白いのですが、80年代以降の現代日本に限られた視野での、あれもある、これもあるという整理 未整理で、戦後日本の右往左往する その意味で、ダイナミックな政治・社会思想がリアルの捉えられていないし、だから、彼の云う80年代現代日本思想の現状 混迷のつかみ方が軽くて、迫力がないのです。

市川 理論優位で、歴史が出てこない？

大久保 もっと、歴史的現実 事実を直視し、そこに覚悟をきめて、この日本のぐちゃぐちゃな現実の中から出てくるものをくみ出して、初めて、思想のエネルギーが出てくると思う。アプローチが違うけれど、最近、赤澤さんが立命館法学に書いている「戦後責任論」(「戦後日本の戦争責任論の動向」立命館法学274号137頁・2000年)はよく整理されていて助かる。戦後責任論、戦争責任論の歴史のプロセスがわかるし、これを読んで、このような整理をしてくれないと、地についた議論はできないとつくづく思った。ポストモダンの人たちは、靖国でどのような発言をしているのだろうか。戦争責任とか、靖国問題とかはほんとに扱いにくい、とんでもない議論ですが、憲法学でも、これらの歴史的な文脈と議論の動向とをつき合わせて、これと必死に葛藤しないと、迫力ある憲法論は出ないと思う。

市川 以上をもちまして研究部門についてのインタビューは終わりとしましょう。大久保先生が他にも学問的にやっておられることはあるんですけど、今日の通奏低音は非常にはっきりしてきたと思います、大久保先生の今の発言で。この後は、立命館大学とのかかわりということで大平先生を聞き手としてやっていただきます。

立命館大学の学園政策をめぐって

大平 大久保先生が立命館に来られて、79年にミネソタ大学に留学されていますが、大学全体にとって一つの大きなインパクトを与える契機になったと思います。教員が国際的な視野をもって若いうちから海外に行って勉強できるような体制をつくっていいのではないかと、全学的な議論を引きおこす契機になったのではないかと思います。それから、大久保先生は、80年代に入って大学の将来的なあり方、特に理工学部の移転問題について、大きな役割を果たされました。

法学部の人たちのなかでもこれらの経緯をご存じの方がいなくなりつ

つあるかと思しますので、この機会にいろいろな経過を含めて、ご紹介していただければと思います。今後の教訓になることもあると思います。

大久保 これからお話することは私の経験、知る限りのことですから、人によって、当然に違う見方や別の事実があることを承知してください。特に、学園政策については、皆さんがさまざまな思いと人知れない努力や苦勞をして、現在に至っているわけです。末川先生以来の、すでに名が知られた「立命館民主主義」の歴史があり、諸先生方がいて、また、同僚がいて、そこに、私は、文字どおり、紛れ込んでいただけです。それを許してくれたのが私の知る立命館です。そのような者としての勝手な感想として、お聞き下さるように、お願いします。

大平 では、最初に、留学の経過から、話してください。

大久保 74年に何も知らないで来ましたが、この時の立命館は、いわば、「清く正しく、貧しく」です。学生に対する教育姿勢と懸命の努力は、マスプロの早稲田の経験しかない僕にとって、非常に印象的でした。その後、いろいろな経過があり、発言するようになりました。

第一は、私は大西芳雄先生の定年に伴う人事で採用されましたが、その学年末に先生が急に亡くなられ、また、山下健次先生がフランス留学で、気がついたら、憲法には僕しかいないのです。東京での憲法裁判のお手伝いもしていましたから、すべてが自転車操業でした。来た早々から、失敗もしています。しかし、これまた、手前勝手ですが、比較的早くからアメリカに行きたいと思っていました。そこで、アメリカの有力なロー・スクールにどんな条件で受け入れてくれるかと、これはと思う教授に手紙を出し、その幾つかから、よい返事をもらいました。

当時は、「赴任して、2、3年目の助教授が外国にいきたいというのは、贅沢だ」という雰囲気です。この時に、同世代の大河純夫、安藤次男（後に、国際関係学部の創設で、移籍）などの法学部の「若手懇」が支援してくれたわけです。同世代の安本、安藤、大河3氏は京大出身で、末川先生以来の立命に対する思いというか、覚悟をもって、働いている

わけです。生田氏は阪大ですね。僕は早稲田出身で、立命の歴史や事情に疎いわけです。それでも、この異邦人の僕を応援してくれた。法学部教授会も全学を説得してくれた。途中で、僕は「こんな騒ぎになるのだったら、止めよう」と思って、法学部長の山手治之先生に申し出たら、逆に、「必ず行かせます」と激励され、法学部の若手は「今更、降りるのはダメだ」といわれました。結果として、若手研究者の研究条件改善の全学的な問題提起になり、僕ではない皆さんが、運動をそのように運んだわけです（全学若手懇もできました）。78年に総長になった天野先生も立命を転換させる構えでした。学園運営の全学的な転換として、79年全学協議会があり、70年代の低学費政策の追求とその結果としての教学条件の悪化、財政構造の危機からの脱出をはかったのです。皆さんの大変な努力とエネルギーで、立命館はこの79全学協で、大きく舵を切ったんですね。

大平 80年代に入ってから、天野総長の下で、学園改革が大きく進みます。法学部がその推進役で、皆さんが活躍されます。これが第3長期計画（1984-91年）の作成と実施で、この第3長計から、理工学部の大拡充が中心の第4期長期計画（1992-1999年）になります。

大久保 70年代の「貧しいけれど、清く、正しい」路線の下の全学的な結束は大変なもので、これが80年代の発展を創り出したわけです。全国的にみて、紛争の後の大学はどこも混乱していましたが、その中での立命のまとまり、教職員の努力と一体感では傑出していたと思います。

僕は81年に「2回生特講」世話人、82年に学生主事として、学部の教学改革に関わりました。あの時分の法学部若手懇の活躍と結束力はすごいもので、毎晩、打ち合わせの後、さらに「鉄平」で協議する（飲む）生活ですから、研究できなかったのも自業自得ですね。

79年全学協議のあと、試行錯誤して、ようやく、国際化・情報化、開放化が基本の第3長計ができて、国際関係学部と情報工学科の設置（1987年）が目玉となった。大河氏が教学部次長で、入試政策を大刷新

します。85年が節目で、教学条件の改善(教員一人あたりの学生数)が焦点となり、これと財政確保との接点が学園規模問題として論じられました。例の「都市型中規模大学」論です。92年の18歳人口のピークを強く意識して、議論しましたね。

大平 大久保さんはどのように全学に関わるようになったのですか。とくに、『草津移転』の経過について、お話し下さい。

大久保 学園政策に関わる場合に、各自がどのような大学像 学園像をもっているかの問題があります。立命館にきてからの僕の印象は、教員のほとんどは国立型大学像です。これが前提にあって、立命館の教学条件はひどいけれど、低学費を守りながら、私学助成が充実させる。それが歴史の趨勢だという雰囲気です。確かに、70年代半ばから私学助成が始まり、立命館は運動の先頭に立った。これらは正論だけど、しかし、その担い手の教員の研究・教育条件はどうか、私学助成に期待する形での立命の教学改善に限界があるのではないかと思っていました。教学的にも多様な展開は必要だということで、大議論の末に、国際関係学部を開設しましたが、定員160で、実数で200の学部です。「清く、正しく、貧しく」路線が根底にある改革だけでは、局面を打開できないという意識が出てきたと思います。

大平 最初に、2部協議会に行っていますね。

大久保 僕は86年に2部主事として、2部改革を命じられました。立命2部は東の法政大と並び、規模が5千です。全学、併せて2万2千くらいです。この夜間勤労者教育の社会的基盤 母体層は縮小しつつあったから、これを立て直せというわけです。僕は完全昼夜開講制にして、アメリカ的に昼でも夜でも受講できるようにする、この意味での一部と二部の一体化を考えました。しかし、言い方を変えると、これは二部勤労者教育の廃止です。立命には勤労者教育に思いを込めた方々がたくさんいて、立命館の生命はここにあると、固く信じているのです。僕は、昼夜開講制を視野に入れて、立命勤労者教育をアピールしたつもりです。テ

レビ番組まで作りました。

この二部改革に目鼻がついたら、すぐ、全学の仕事にコンバートされました。国際関係学部をつくる時の調査室長の初代が佐々木嬉代三さん（産業社会学部）で、2代目の調査広報室長です。大河氏の説明では、理事会-法人と教学機関の中間に立つポストであり、どこにも拘束されずに、将来構想を考えていいというわけです。

大平 では、その学園構想づくりを話してください。

大久保 先日、百年史編纂室からのヒアリングの依頼に応じ、はじめて、草津への移転経過の概要を話しました。別に隠さなければならないことはありませんが、これまでとくにしゃべる必要もありませんでした。

室長になって、すぐ、小さな財務研究会を作りました。田井修司さん（当時、経営学部教授）と事務長の伊藤昇さんの3人です。僕は、はじめから理工学部を自立させない限り、立命館は展開できないと考えていました。立命館の財政は、社会科学系の法、経済、経営、産社の4学部が稼いで（黒4）、これを文と2部の赤が1つつ、理工の赤が2という構造です。2部は赤だといっても、当時の財務は信じない状況です。ともかくも、最大の赤である理工を0にすれば、教学改革をおこなう財政となるという発想です。

ぼくは東京の大学事情を少しは知っていて、東京理科大学や電気通信大学は5000人で、理工単科大学を経営している。これをモデルすれば、理工は財政的に自立できるはずだということです。これまでのどんぶり勘定的な資金収支計算に代えて、将来的な見通しを計算できる消費収支計算で、試算してもらいました。また、田井さんに私学会計基準の由来、メカニズムを教わりました。

そこで、私学助成の捉え方です。僕は、早稲田の学費値上げ闘争時に、私学助成を少しは勉強していたので、立命館の私学助成は「正直すぎる」という理解でした。早稲田も慶応も私学助成をもらっていても、立命のように、直接的に学費に反映させないわけです。じつは、私学助成

は国立同等の財政基盤をつくるため、これを基本金組み入れとして行い、結果として、高学費を抑制するであろう政策なのです。経常勘定における教職員の人件費補助というのは、助成額の計算基準にすぎないのです。ところが、立命館はこれを丸々、学生の授業料に還元しています。まさしく「清く、正しい」のですが、学園の教学的発展の財政基盤づくりに持っていきいていない。これでは教学上の「貧しさく」から脱却できないし、他の私学にかなわないのです。

大平 室長としての具体的な作業はどのようなのですか。

大久保 87年の調査広報室長になって、最初に手がけたのは、広報 学内世論の喚起と集約です。末川先生以来の立命館民主主義はいいのですが、どちらかといえば、内にこもった民主主義です。まずは、全国の大学がどれほど大学改革のために努力しているかを知るべきであると、「クロス・ロード」を発行しました。新聞の切り抜きを寄せ集めた安上がりの学内情報誌です。全国の新聞から大学関係の記事を集めて、これを全学にばら蒔いたわけです。立命館民主主義はいいけれど、他の大学がどんな改革をやっているのか、どのように動いているか、文部省の政策はどうか、という情報を普及することによって、学内世論を盛り上げていく作戦です。全学の合意があつての改革ですから。ちなみに、こうした新聞の切抜きを学内であれ、大量に印刷することに新聞社からクレームがついて、できなくなりました。

同時に、「立命館学園21世紀戦略構想」の作成にとりかかり、この年の秋に基本計画委員会（第3長計の後半期の政策立案のための全学委員会）に提出しました。この試案を基にして、88年4月に「21世紀学園構想委員会」が発足し、1年後の89年4月に、「21世紀の学園構想」答申がだされ、第4次長期計画委員会が始まり、この9月にびわこ第二キャンパス（草津移転）を決定しています。

大平 理工学部の大拡張と草津移転はどのように出てきたのですか。

大久保 87年の「戦略構想」と学園構想委員会の段階で、枠組みは全部つ

くりました。学園規模は2万と称しましたが、1部学生2万というのがミソです。2部の学費は1部の半分ですから、これだけでも財政的には大きな違いです。財務研究会の検討作業で、大学の学生規模での「損益分岐点」を考えたら、18000～22000が最適であり、次は9000人規模で、一番まずいのは13000～14000という試算もできました。学園規模問題に、財務面からとはいえ、「損益分岐点」という考えを持ち込む発想は室内での乱暴な議論で、公式には持ちだせませんでした。一つの大胆な発想です。学園規模を教学内容と財政構造の両面から考えて、最終的に出したのが1部2万人という数です、このために、理工学部を倍にして、文系学部を2つ作る案です。中高も入れた学園全体の規模としては、3万という数字が出ていました。

大平 草津移転に決まるまでの経過を話せますか。

大久保 理工学部を1学年1000名で4000、修士が1000で、計5000人にして、経常運営の赤から脱却するという案です。皆さんは半信半疑でした。それに、衣笠で5千人の理工学部はできないから、新たなキャンパスということになりますし、もちろん、こうした初期投資の資産はないから、公私協力で、自治体に提供してもらうことが前提になります。

筑波研究学園都市の調査にも行き、壮大なる「失敗」を聞きました。この筑波を教訓にしたという京阪奈の関西学研都市構想は時間がかかりそうで、場合によっては、もっとひどく失敗するとの見通しも得ました。立命館の間尺に合うキャンパスはどこで、いかなる条件でか、です。自治体と大学の公私協力が始まった頃で、自治省などからの情報と経験をきき、地方自治体の議会や行政が得てして、利権・政争の巢となり、また、肝心の大学が学内での争いのために、失敗する例を学びました。大事なことは大学経営にあたる理事会・経営者の資質と、地方議会や自治体の利権体質で、ここでの政争に巻き込まれてはならないことでした。もう一つは自治体住民への還元です。地方自治体の公共財産を分けてもらう事の重大さを自覚することが鉄則でした。

学内的には、天野先生から理工学部の成り立ちや体質などを教えてもらいました。湯川先生の系譜もあり、規模は小さいけど、理工というバランスが魅力的でした。天野先生は、立命館が規模拡大をはかることに、個人としては必ずしも賛成ではなかったかもしれないのですが、天野先生だけには、「このように進めています」、「大丈夫かね、君」と報告していました。もともと、立命に来た直後に、天野先生に「君は、私学出身で、私学のことはわかっているだろう。頑張ってくれたまえ」と言い渡されていたのです。

キャンパスの選定では、滋賀県はもともとが教育県で、琵琶湖周辺に、企業や大学の研究所が多かったのです。県としても、今後の発展のために、大学誘致に積極的でした。奈良県は京阪奈の関西学研都市の一翼でした。京都府もそうです。理工学部側では、関西学研都市の期待が大きかったので、これについて最後まで調査しましたが、相当に手間がかかると判断しました。滋賀県の候補地がコンパクトで、立命館の構想に適合していました。当時の立命館に対するな評価もあれこれ、聞きましたが、僕が関西出身ではなく、客観的、第三者的に発言したことや、末川先生以来の「清く、正しく、貧しい」立命館への共感があったことが幸いしました。最終的には、滋賀県と草津市が土地提供も荒造成も、全力で協力していただきました。立命館側も、県や地域・地元の発展に協力する気構えでした。

ただ、先ほどの話にあったように、この種の公私協力で、有形無形の問題が生じることのないように、すべての条件に確信がもてるまで慎重に行動しました。僕は少し行き過ぎくらいだったのですが、総長以下の理事会全体が僕を信頼してくれました。本当は、学園構想委員会で報告していたような条件で、キャンパスの獲得ができると思っていなかったもので、僕にまかせていたのかもしれない。

次に、見通しをえた段階で大事なことは決定手続を学内外ともに迅速に行うことでした。滋賀県、草津市側では議会の承認が必要ですが、す

べての政党・会派が一致することを条件としました。大学誘致が利害・政争の具にされることは、とくに大学・教学機関として全体に避けなければならないからです。

第3は学内で一番心配したのは理工学部教授会です。これもすっきり決まりました。さすが立命ですよ。これは他からから賞賛されました。大平 この草津移転がスムーズに進んだ要因として、どんな事が考えられるのですか。

大久保 僕が一番、言いたいのは、当時、皆が立命館民主主義を信じていて、僕はそのどの真ん中にいたことです。皆で議論し、決まれば、全員・全体で実行する。学園政策でこの責任をもつのは理事会であるという信頼感があったことです。決まった時の副学長は真田は先生でしたが、記者会見で、「立命館は民主主義なので、議論を尽くすので、動きだすまでに大変時間かかかりますが、その代わり、決まったら、全体で一致団結するのです。これは立命館の信条です」と云われたと聞き、感激しました。皆さんに立命館民主主義に対する信頼感があり、その長い蓄積があったから、一気に全学的な合意をつくることができたと思います。

その後、この草津移転を軸にした第四長計の作成に関わりましたが、その実施にはタッチしていません。理工の設置認可などで、理工の先生方も大変な苦勞をされ、時間を費やしたと思います。また、法人 理事会側も北大路の敷地を売ったり、買ったりして、財政的な手当など、あの当時だから、大変な苦勞をされたと思います。

大平 大久保さんは、この後、全学行政関係の職を避けているようにみえますが、何か、考えがあったのですか。

大久保 もちろん、僕はもう勉強させてくださいというのが主たる理由ですが、この種の仕事の交渉役をやった人間として、以後、この草津移転や理工拡充に関わる一切の役を絶つことを決意していました。すでに事柄が詰まってきた段階で、室長の役も降りて、裏方になり、大学に責任が行かないように慎重に行動しました。そして、なぜか、理事会も一切

を僕に任せてくれたのです。以て瞑すべし、でした。

大体、僕とはまったくスケールが違いますが、細野先生にしても、天野先生にしても、総長のあと、一教員に戻っているわけではないですか。早稲田・名古屋以来、僕が学んだ先生方は出处進退がすっきりしていました。当時の立命館には教職員が一体となって、学園経営に取り組むのが誇るべき伝統であり、そのための無数の努力や配慮があった。僕はその中で、本務でない行政で、たまたま、いい仕事ができただけで、僕は全く満足して、その後の皆さんの苦勞からは逃げ出したのです。

大平 ところで、95年のアジア・太平洋大学（APU）の設置の決定時に、大久保さんは、法学部の調査委員長でしたね。

大久保 APUは一種の国策的事業ですね。一私学として取り組むのは大変に勇気のある決断です。立命館の学園づくりのエネルギーが総動員されて、初めて開校できたし、ここまで、来れたことは確かです。しかし、そのために、相当な人材を割かなければならなかったし、教員も職員も大変なエネルギーを使って来ました。問題は、大学本体の強化をしなから、どう進めるかですね。

大平 APU決定の時は、大久保先生はクールな対応だったという印象があります。

大久保 クールどころか、調査委員長として反対しました。

市川 法学部教授会は最後まで反対していたんですが、95年の9月に法学部の先生方はケルン大学に共同研究で大挙して行くことになって、大河純夫先生も行くんです。その留守に臨時教授会が開かれる。大久保先生は同じ時にイリノイ大学でのシンポに行ってくれと言われてでかけるし。これは、たぶん完全に出来レースで、残された僕らは悲惨なものでした。大久保先生からは、「立命の将来がかかっている。会議で君がどういふ発言をするか、出处進退がどうなるか注目してるから」と脅されて。僕はちょっと慎重論でしたが、残存部隊は反対派が少なくなっていて、結局、教授会を通ることになった。あの時は、法学部だけ反対してもしか

たないだろうということになったわけです。

大久保 95年2月に予定を繰り上げて、アメリカン大学から帰国し、法学部の調査委員長になり、検討を始めました。学部長が久岡氏、学部主事が薬師寺氏ですが、結論として、APUの規模・内容に批判的な法学部の見解をとりまとめた。大学の国際化のあり方についての意見の違いもありますが、何よりも、この時点での学園の基本課題（新文系学部の草津設置、図書館等の学術情報の基盤整備、大学院強化・研究・教育の高度化）での見解の相違が大きかったと思います。本体の衣笠や草津に人材も資源も投入しなければならない時期でした。政策学部も発足したばかりです。しかし、どちらにしろ、見解の相違です。あとは選択の問題です。それ以上に、こだわることはないし、こだわってはならないのです。

困ったのは、APU構想は久岡法学部長が責任者の第5次長計答申、その第一プロジェクト（大型公私協力 久岡委員長）の案だったことです。前年度から、この話が持ち込まれていたのですが、提案責任者の足下での反対だから、法学部としての動きは難しかったのです。法学部として、言うべきことは云ったのですが、全学には法学部は孤立した状況でした。教授会に自分がいたら、「賛成」とは言えません。他方で、法学部教授会だけの反対で、全学的な決定ができない事態は全学的には避けたいということでした。そこで、「欠席 不在」の形をとり、法学部教授会は「了承」ということになったのです。調査委員長としては無責任なことをして、市川さんたちには申し訳なかった。

以後、法学部と理事会は「冷戦」状態との、あれこれ、論評する人が出ていたでしょうが、法学部側としては、とくに気にしていなかったと思います。だから、法科大学院の設置が持ちあがった時に、法学部は理事会にさっさとお願いに行き、全面的な協力・決定をしてもらいました。大平 少し話は変わりますが、立命館は、いろいろな場面で、教員と職員が密接に共同しながら、教学条件・内容、研究条件もつくりだしてきましたね。

大久保 70年代,80年代と,まったくその通りですね。それがいつしか,崩れてきたようですが,僕は,現在まで,そのつもりで行動してきました。近年での問題をいえば,僕は衣笠研究機構や研究支援センターとの関わりが多いのですが,あそこはほとんどが契約,派遣職員です。なんで,正規職員や組合はあの人たちの正規職員化の運動をやらないのかと思います。一緒に働いているのだし,働き甲斐,生き甲斐をつくろうとしたら,正規職員化をしないといけないし,組合も信用されません。教員と職員が一体となってやり甲斐がある職場をつくりたいですね。

大平 そうい雰囲気大切ですね。そのような大学作りという点では,現時点をどのように考えていますか。

大久保 いま,全国の大学 とくに大手の私立大学が事業拡大に走っています。私学は,財務計算上,学生数さえ確保していれば,膨大な蓄積ができるようになっていきます。それも授業料という現金でね。私学財政は基本金組み入れが義務づけられえていて,学生が集まりさえすれば,事業はやりたい放題になりかねない。しかし,この私学会計は,教育事業,教学機関として許されているからです。だから,これを事業経営の視点からだけ捉えたら,大きな間違いですね。教育も,研究も,結果は何十年後に初めてわかるのでしょうか。末川さんがいっていますが,未来に賭ける以外にないのです。

このことは,逆に,下手をすれば,目先の事業拡大に走りやすいことも意味します。この点で,大学経営では,常に教育・研究の現場の声を聞くこと,制度としては,教学部門が大学経営をいい意味で,コントロールすることです。もちろん,経営主体そのものでないことを心得てですよ。立命館民主主義はこれを体現してきたわけです。しかし,この間の立命館の多様化,規模拡大は,これに追いまわられて,この原点を見失っていないか,心配ですね。教育事業というのは,事業それ自体に意味があるのでなく,いい教育条件をつくること,教職員の数を増やし,教育研究費をつけて,あとは,人と人との結びつきを信じることです。

これの原点にゆらぎがあるような気がします。立命館についても、日本社会全体についてもです。

大平 最近の全学の動きについて、この際ですから、意見でも、感想でも、言ってください。

大久保 僕は、理事会には適当に距離をおいて、比喩的に言えば、文句がある時だけ、誰であれ、会いに行って、勝手なことを要求してきました。その割には、理事会はよく応えてくれたと思っています。法科大学院の時でもそうですし、近年の元韓国大統領の金大中氏を招聘した時もそうです。これは、なかなかできないのです。

しかし、この間の理事会運営は明らかにおかしい。立命のいいところがなくなっています。学園が発展し、大規模化してくると、これまでとは違った運営が必要になってきます。僕は、むしろ、いい意味での「職員管理大学」を期待し、そうしたら、研究・教育の専念できるとってきた世代です。しかし、その一つの結果が現状ですね。現在、さまざまな意見が出てきていますが、現時点までに至る経緯もいろいろとあり、僕も含めて、教員側の責任も大きいと思う。云うべき時に、云うべきことを云ってこなかったのではないかと思う。昨年夏以降、その揺れ戻しが来たけれど、その背景に、教員も面白くないけれど、この間、育った職員も面白くない、働き甲斐がないということがないように思います。

次々と、新しい事業をやり、拡大 発展の外観がありますが、実は、基本姿勢として、内向きになっているように思います。マンネリというべきかもしれない。

今回の動きの中にも出てきているのは、単に、立命館民主主義の形骸化、喪失ということだけでなく、教員、職員に働きがいがあるものをどうつくるか、教員も職員も一体となる議論の場をどのようにつくるかです。ボーナス一月カットを取り戻すとか、退職金問題で責任を取れというのは全く正当だけれど、肝心なことは教学的に新しい教育をつくっていく、研究をつくるのだという働き甲斐を、教員と職員がつくる

雰囲気です。そのためには、世代交代もふくめて、試行錯誤があってもよいから、何でもやるという覚悟が、本当の力になると思う。

大平 大学のあり方についてお考えを伺いましたが、93年に大久保先生はワシントン大学に行かれました。以後、大久保先生がアメリカで作りに上げた人的関係は、その後の立命館大学の教育・研究にとって大きな力を発揮したのではないかと思います。

大久保 アメリカン大学とのデュアル・ディグリーのアイデアを出したのは関寛治先生(国際関係学部)です。それと、僕が90年代はじめに、ワシントンでの国際会議で報告したのがきっかけで、客員教授の話がでて、それが交換客員教授制度になって、僕がその1号になりました。皆が配慮してくれて、1年半もいたのです。僕にとっては新しい経験でした。市川さんは第3代の客員教授でした。

大平 そこでの大久保先生の経験が、その後の立命館のロースクールの立ち上げの際にも大きな役割を果たしたのではないのでしょうか。

大久保 立命館の法科大学院の一つの特色は、アメリカのロースクールとの直接的な結びつきです。しかし、実際には、司法試験の重圧があって、細々と命をつないでいる関係です。この法科大学院にしる、大学・学園全体にしる、もっと国際化しないといけないと思っています。

APUも、立命の大事な財産であって、衣笠・草津との連携を含めて、もっと、大きなスケールで、国際化して、大学をレベルアップする政策が必要です。僕は今、国際地域研究所で最後のおつとめをしていますが、こうした研究所をふくめて、全学的な国際化や教学政策の大刷新の議論が必要だと思います。僕は、立命は、いろいろな過程をへて、はじめて大・大学になれると思っていますし、また、内にすごいエネルギーをもっていると思っています。それを誰が引っ張りだすかですが、まずは、教員も職員も、21世紀の大学・教学機関とはどうあるべきか、立命はその可能性を全体で追求するという構えがある、その覚悟があることを、内外に大きく表明することから、始めてはどうでしょうか。

大平 だんだん話が久保さんらしくなってきましたが。最後に、久保先生が法学部とロースクールの今後について、一言、期待することを述べてください。

久保 来週の最終講義の際に、云うつもりですが、とにかく、感謝です。まずは、本当に同僚に恵まれました。法学部の世代を超えてです。立命館の伝統でしょうが、法学部はもちろん、全学的にも教員間の風通しがいいのです。どこの大学でも、教員同士がいがみ合うのをよく聞きますが、それがいい。僕みたいな人間を受け止めてくれたのも、紛争直後の70年代という時代環境があったかもしれないが、僕は、文字どおり、立命に育てられたと思っています。それに、ぼくは学生に恵まれたのです。今日は、学生との経験を語る時間はなかったのですが、僕は、この立命で、実に、楽しい、ありがたい経験をしてきたのです。先生が学生の面倒を見るというよりは、学生が先生を見るという、そういう体験を僕はもってきたのです。

ロースクールについていえば、法科大学院は5年たって、市川さんが先頭にたって、立命館全体にとっても、一つの牽引車になっています。しかし、発足の時はいいけれど、これからが大変です。立命は、法学部と法科大学院が一体となって取り組む形をとっています。法学部の学生に様変わりにどのように対応するかに、あたらしいエネルギーが必要で、法科大学院でも、本来は研究に重点がかかる若い世代が必要になっています。これまでの官制の法曹教育に対抗する日本の国民 市民みずからの法曹教育は、いま、始まったばかりなのです。その覚悟が必要だと思っています。

大平 まだまだ、話は尽きないと思いますが、そろそろ時間も参りましたので本日はこのへんで終わらせていただきます。久保先生、皆さん、長時間、本当にどうもありがとうございました。

(このインタビューは2009年1月9日に行われました)